

○国立大学法人宮崎大学業績連動給与制教員給与規程

（令和2年12月24日
制 定）

改正 令和3年3月25日 令和5年3月23日
令和5年11月29日

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人宮崎大学職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）第48条の2の規定に基づき、業績連動給与制を適用する教員（以下「業績連動給与制教員」という。）の給与に関する事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において「教員」とは、国立大学法人宮崎大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第2条第1項に規定する教育職員のうち、教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者で、運営費交付金の特殊要因経費の対象者及び学長が特に指定する者をいう。

2 この規程において「年俸制教員」とは、職員給与規程第48条の年俸制の適用を受ける教員をいう。

（法令等との関係）

第3条 業績連動給与制教員の給与支給に関する事項については、この規程に定めるもののほか、職員給与規程、労働基準法（昭和22年法律第49号）及びその他の法令等の定めるところによる。

（対象者）

第4条 この規程の適用を受ける教員は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

- (1) 令和3年4月1日以降に採用された教員
- (2) 令和3年3月31日に在職し、同年4月1日以降に引き続き在職する教員（年俸制教員を含む。）で業績連動給与制の適用に同意し移行した教員（以下「移行教員」という。）

2 前項第2号の業績連動給与制への移行日（以下「移行日」という。）は毎年度4月1日とし、移行を希望する場合は前々年度の3月末日までに、同意書（別紙様式1）を学長に提出する。

（給与の種類）

第5条 業績連動給与制教員の給与は、基本給、業績給及び諸手当とする。

（基本給）

第6条 業績連動給与制教員の基本給は、別表1の基本給表に定めるとおりとする。

- 2 第4条第1項第1号に規定する教員に適用する基本給表の級及び号給の決定は、職員給与規程第10条の規定を適用する。
- 3 移行教員のうち、職員給与規程別表第1－3の教育職員I俸給表（以下「教育職員I

俸給表」という。)を適用している教員が業績連動給与制の基本給表の適用に移行する場合は、移行日の前日に受けている教育職員Ⅰ俸給表適用の号俸に対応する基本給表に定める基本給に決定する。

- 4 移行教員のうち、年俸制教員が業績連動給与制に移行する場合は、採用日から移行日の前日まで教育職員Ⅰ俸給表として引き続き在職したと仮定した場合の号俸に対応する基本給表に定める基本給に決定する。

(業績評価)

第7条 業績評価期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの事業年度とする。

- 2 その他業績評価に関して必要な事項は、別に定める。

(業績給)

第8条 業績給は、前条に定める直近の業績評価期間の評価結果に応じて支給する。

- 2 業績給は、毎年6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する業績連動給与制教員及び基準日前1箇月以内に退職(死亡を含む。)し、又は解雇された業績連動給与制教員(懲戒による解雇は除く。)に対して支給する。
- 3 業績給は、職員給与規程第35条から第37条の期末給及び第38条の勤勉給に準じて支給する。
- 4 業績連動給与制教員については、職員給与規程第35条第2項から第38条の規定を準用する。この場合において、職員給与規程別表第12及び別表第13中「俸給」とあるのは「基本給」と、職員給与規程別表第4及び別表第12中「教育職員Ⅰ俸給表」とあるのは「基本給表」とそれぞれ読み替えるものとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、業績給に関して必要な事項は、別に定める。

(諸手当)

第9条 手当の種類は、調整給、役職給、異動保障給、広域異動給、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、初任給調整手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び競争的研究費等業績手当とする。

- 2 支給に当たっては、職員給与規程を準用する。

(外部資金獲得に係るインセンティブ)

第10条 業績連動給与制教員が外部資金を獲得した場合、外部資金獲得に係るインセンティブを与えるものとする。

- 2 外部資金獲得に係るインセンティブについては、別に定める。

(昇給)

第11条 業績連動給与制教員の基本給は、業績を含む勤務成績に応じて、毎年1月1日に昇給させることができる。

- 2 その他昇給に関して必要な事項は、別に定める。

(昇格)

第12条 業績連動給与制教員が職員就業規則第10条の規定により昇任した場合は、当該教員を上位の級に昇格させることがある。

2 その他昇格に関して必要な事項は、職員給与規程を準用する。

(降格)

第13条 業績連動給与制教員が職員就業規則第11条の規定により降任した場合は、当該教員を下位の級に降格させることがある。

2 その他降格に関して必要な事項は、職員給与規程を準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第14条 勤務1時間当たりの給与額は、職員給与規程第40条を準用する。この場合において、同条中「俸給」とあるのは、「基本給」と読み替えるものとする。

(休職者の給与)

第15条 業績連動給与制教員が職員就業規則第14条の規定により休職した場合は、職員給与規程第41条を準用する。この場合において、同条中「俸給」とあるのは、「基本給」と読み替えるものとする。

(給与の減額)

第16条 給与の減額については、職員給与規程第42条を準用する。

(端数計算)

第17条 勤務1時間当たりの給与額に端数が生じたときは、職員給与規程第43条に準じて算定する。

(育児休業者等の給与)

第18条 業績連動給与制教員が職員就業規則第38条の規定により育児休業等を取得した場合は、職員給与規程第44条を準用する。この場合において、同条第5項中「号俸」とあるのは、「号給」と読み替えるものとする。

(介護休業者等の給与)

第19条 業績連動給与制教員が職員就業規則第39条の規定により介護休業等を取得した場合には、職員給与規程第45条を準用する。この場合において、同条第5項中「号俸」とあるのは、「号給」と読み替えるものとする。

(自己啓発等休業者の給与)

第20条 業績連動給与制教員が職員就業規則第39条の2の規定により自己啓発等休業を取得した場合には、職員給与規程第45条の2を準用する。この場合において、同条第2項中「俸給」とあるのは、「基本給」と読み替えるものとする。

(配偶者同行休業者の給与)

第21条 業績連動給与制教員が職員就業規則第39条の3の規定により配偶者同行休業を取得した場合には、職員給与規程第45条の3を準用する。この場合において、同条第2項中「俸給」とあるのは、「基本給」と読み替えるものとする。

(給与の支給日)

第22条 業績連動給与制教員の基本給及び諸手当は、職員給与規程第4条第1項に規定する日に支給する。

2 業績給は、職員給与規程第4条第2項に規定する日に支給する。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、業績連動給与制教員の給与に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年12月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和5年11月29日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、施行日に本法人に在職する者については、令和5年4月1日から施行日の前日までの間に支給した給与の額と、この規程の改正後における当該給与の額との差額に相当する額を支給する。

別表 1 (第 6 条関係)

業績連動給与制教員の基本給表

(単位：円)

職務の級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	基本給	基本給	基本給	基本給
1	233,100	290,700	335,600	410,200
2	235,400	293,300	338,500	412,500
3	237,600	295,700	341,500	414,600
4	239,600	298,000	344,500	416,700
5	241,700	300,300	347,400	418,600
6	243,400	302,600	349,800	421,000
7	245,100	304,700	352,300	423,200
8	246,900	306,900	354,700	425,500
9	249,000	309,200	357,200	427,200
10	251,300	311,600	359,800	429,700
11	253,600	314,000	362,400	431,900
12	255,600	316,400	365,200	434,100
13	257,700	318,700	367,800	435,500
14	260,100	320,700	369,500	437,700
15	262,400	322,700	371,700	439,900
16	264,700	324,400	373,900	442,200
17	266,600	326,400	375,600	444,300
18	269,400	328,200	377,600	446,600
19	272,200	330,000	379,600	448,800
20	274,900	331,700	381,400	451,100
21	277,600	333,100	383,200	453,100
22	280,200	335,500	384,700	455,400
23	282,700	337,600	385,900	457,800
24	285,100	339,800	387,100	460,100
25	287,500	341,600	388,200	462,100
26	290,000	343,500	389,900	464,200
27	292,400	345,600	391,600	466,300
28	294,900	347,700	393,300	468,400
29	297,300	349,600	395,000	470,400
30	299,600	351,500	396,600	472,700
31	301,800	353,300	398,000	474,900
32	304,000	355,000	399,300	476,800
33	306,200	356,900	400,900	478,700
34	308,400	358,500	402,500	480,800
35	310,900	360,000	404,000	483,000
36	313,100	361,400	405,700	485,000
37	315,400	362,800	406,800	487,100

38	316,700	364,800	408,300	489,100
39	318,300	366,700	409,800	491,000
40	319,700	368,400	411,000	492,900
41	321,100	370,100	411,900	494,900
42	321,500	371,900	413,500	496,800
43	321,900	373,500	415,000	498,500
44	322,300	374,900	416,600	500,400
45	322,900	376,600	417,900	502,300
46	323,400	378,300	419,400	504,100
47	324,200	379,800	420,800	505,900
48	325,000	381,300	422,300	507,700
49	325,600	382,800	423,600	509,400
50	326,300	384,400	424,800	511,100
51	327,000	385,900	426,100	512,900
52	327,700	387,500	427,300	514,800
53	328,700	388,600	428,000	516,300
54	329,400	390,100	428,900	517,900
55	329,800	391,500	429,800	519,600
56	330,400	393,100	430,700	521,200
57	330,800	394,400	431,500	522,800
58	331,500	395,800	432,400	524,100
59	332,200	397,100	433,300	525,400
60	332,800	398,400	434,100	526,600
61	333,500	399,600	434,800	527,800
62	334,400	401,000	435,700	528,800
63	335,300	402,400	436,700	529,800
64	336,100	403,800	437,600	530,800
65	336,800	404,800	438,500	531,400
66	337,800	405,900	439,400	532,300
67	338,500	406,900	440,400	533,200
68	339,500	408,000	441,300	534,100
69	340,100	408,900	442,300	535,000
70	341,000	409,700	443,300	535,800
71	341,900	410,500	444,200	536,500
72	342,800	411,200	445,200	537,000
73	343,100	411,900	446,200	537,700
74	344,100	412,800	447,100	538,200
75	345,100	413,600	448,000	539,000
76	346,100	414,300	449,000	539,600
77	347,100	414,900	449,800	540,100
78	348,000	415,400	450,300	540,700
79	348,900	415,800	451,000	541,300

80	349,800	416,200	451,600	541,900
81	350,700	416,500	452,400	542,500
82	351,600	416,900	453,100	
83	352,500	417,200	453,400	
84	353,400	417,600	454,000	
85	354,000	417,900	454,400	
86	354,600	418,300	454,800	
87	355,200	418,700	455,200	
88	355,800	419,100	455,500	
89	356,300	419,400	455,800	
90	356,700	419,800	456,200	
91	357,100	420,200	456,600	
92	357,500	420,500	456,900	
93	357,900	420,800	457,200	
94	358,300	421,200	457,600	
95	358,800	421,500	457,900	
96	359,200	421,800	458,200	
97	359,800	422,100	458,500	
98	360,300	422,500	458,900	
99	360,700	422,800	459,200	
100	361,200	423,100	459,500	
101	361,600	423,400	459,800	
102	362,100	423,800		
103	362,400	424,100		
104	362,800	424,400		
105	363,300	424,700		
106	363,700	425,000		
107	364,200	425,300		
108	364,700	425,600		
109	365,100	425,900		
110	365,600	426,200		
111	366,100	426,500		
112	366,500	426,800		
113	366,900	427,100		
114	367,300	427,400		
115	367,800	427,700		
116	368,200	428,000		
117	368,600	428,200		
118	369,000			
119	369,500			
120	369,900			
121	370,200			

122	370,600			
123	371,100			
124	371,400			
125	371,800			
126	372,300			
127	372,800			
128	373,200			
129	373,600			
130	374,100			
131	374,600			
132	375,100			
133	375,600			
134	376,100			
135	376,600			
136	377,100			
137	377,600			
138	378,100			
139	378,600			
140	379,100			
141	379,600			
142				
143				
144				

別紙様式1（第4条関係）

同 意 書

年 月 日

国立大学法人宮崎大学長 殿

所属
職名
氏名（自署）

私は、国立大学法人宮崎大学業績連動給与制教員給与規程により、 年度から業績連動給与制の適用を受けることに同意します。

併せて、従前の俸給表（教育職員Ⅰ俸給表又は基本年俸額表）の適用を受ける教員に今後移行しないことについても同意します。